



定期報告対象建築物

	用 途	報告対象規模
1	劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が500平方メートル以上のもの ・主階が1階にないもの ・客席が200平方メートル以上のもの
2	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ・客席が200平方メートル以上のもの
3	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ・2階が300平方メートル以上のもの
4-1	児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
4-2	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (助産施設、各種老人ホーム、 障害者支援施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ・2階が300平方メートル以上のもの
4-3	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (共同住宅、寄宿舎) ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・2階が300平方メートル以上のもの
5	旅館又はホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ・2階が300平方メートル以上のもの
6-1	学校又は体育館(学校に付属するものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
6-2	体育館(学校に付属するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く) ・床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ・2階が500平方メートル以上のもの
9	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を 超えるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくは3階以上の階にあるもの(100平方メートル以下のものを除く)

※1 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う用に供するものに限る(国土交通省告示第240号第一第2項)